

令和元年度第2回

北海道環境審議会循環型社会推進部会

議 事 録

日 時：2019年12月10日（火）午後2時開会
場 所：かでの2・7 1040会議室

1. 開 会

○事務局（八川主幹） 定刻となりましたので、ただいまより、令和元年度第2回北海道環境審議会循環型社会推進部会を開催いたします。

2. 挨拶

○事務局（八川主幹） 開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課長の梶川より御挨拶申し上げます。

○梶川循環型社会推進課長 皆さん、こんにちは。

循環型社会推進課の梶川でございます。

つい先日は真冬日を記録するなど、厳しい寒さが増しておりましたが、きょうは一転してプラスの気温ということで、お足元が大変悪い中を御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、二つの計画の素案を御審議いただくこととしておりまして、委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえて素案を確定させ、庁内の調整を経た後に、年明けの1月にはパブリックコメントを実施したいと考えてございます。

また、パブリックコメントの意見を踏まえた計画の案を整理しまして、2月上旬に予定している第3回の部会において御審議をいただくこととしております。

期間が大変短い中、委員の皆様にはいろいろと御足労、御協議いただくこととなりますが、今後ともよろしくお願いいたします。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

○事務局（八川主幹） 本日、部会員総数7名中7名の御出席をいただいておりますので、御報告申し上げます。

また、この部会の議事録は、後日、皆様に御確認いただいた後、発言者のお名前を載せた形で道のホームページに公表することとしていますので、あらかじめお知らせいたします。

議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

○事務局（磯崎主査） 本日、お席の上に置いてございます資料ですが、会議次第、配席図、出席者名簿、資料1-1として、北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）素案、資料1-2として、基本計画素案の新旧対照表、資料1-3として、各指標に対する目標の設定及びその考え方、次に、資料2-1として、北海道廃棄物処理計画（第5次）の素案、資料2-2として、廃棄物処理計画の新旧対照表、資料2-3として、指標に対する目標の設定及びその考え方、次に、資料3として、今後のスケジュールをおつけしております。また、第1回目の部会でも参考資料として用意しましたが、国の各種計画の最新版の概要をお示しした資料を参考資料1から4としておつけしております。

不足がありましたら、事務局までお伝えいただければと思います。

○事務局（八川主幹） それでは、以後の進行につきましては東條部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○東條部会長 それでは、議事に入ります。

本日は、基本計画の後に処理計画を審議しますが、重複する部分については、適宜、まとめていくこととします。資料については、委員の皆様事前に御一読をお願いしていたことあるので、事務局からの説明は主立ったところとし、ある程度で章を区切りながら途中で質問をお受けする形とします。

それでは、北海道循環型社会形成推進基本計画素案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（八川主幹） 事務局の北海道循環型社会推進課の八川でございます。

北海道循環型社会形成推進基本計画の素案について説明させていただきます。

資料1-1と資料1-2を御覧いただきたいと思います。

まず、第4章まで説明いたしますが、途中で区切って質問をいただいてもよろしいかと考えております。

まず、資料の1-1の1ページでございます。資料1-2についても同様に1ページを御覧ください。資料1-2のページ数は右下に小さく書いてございますので、御注意ください。

「はじめに」でございます。

冒頭は、わかりやすい表現として年の表記は西暦を併記しております。これ以降も同様にしております。また、SDGs、国の第4次循環型社会形成推進基本計画の策定を踏まえた記載とし、SDGsの達成を視野に入れまして、循環と共生を基調とする環境負荷の少ない北海道づくりに取り組むこととしてございます。

続きまして、資料1-1、1-2とも2ページを御覧ください。

第1章の1、計画策定の趣旨、2、計画の位置づけ、性格は年表記の修正と時点修正を行っております。

続きまして、資料1-1は3ページ、資料1-2につきましては、2ページから3ページを御覧ください。

3、計画の対象、期間及び目標でございます。

計画の期間は、令和2年度からおおむね10年、計画中間年度は令和6年度としてございます。

資料1-2の3ページ目、北海道らしい循環型社会の欄でございます。

三つ目の丸の改定後の林地未利用材は、現行では林地残材になっていますが、ここはアンダーラインが抜けております。申しわけありませんけれども、アンダーラインをお願いいたします。林地未利用材、林地残材ということで意味は変わってありませんが、語句を

修正しているところがございます。

現行の「地域循環圏の考え方を踏まえた取組」の記載につきましては、国の循環計画で、「地域循環圏」から「地域循環共生圏」へと発展的に変わっているため、ここでは削除してございます。

続きまして、資料1-1は4から5ページです。資料1-2も4から5ページを御覧ください。

循環型社会形成推進基本計画については、国の循環計画に沿って、目指すべき将来像、地域循環共生圏を加えた修正としています。施策の展開についても、国の循環計画を踏まえたものとしています。

資料1-1、1-2ともに、次のページを御覧願います。

さらに、災害廃棄物の記載を追加してございます。

資料1-1は5ページ、資料1-2も5ページを御覧願います。

北海道らしい循環型社会形成のイメージにつきまして、国の循環計画で、地域循環圏から地域循環共生圏へと発展的に変わっており、現行の北海道らしい地域循環圏のイメージの末尾で述べておりますように、目指しているものは循環型社会の形成でございますので、北海道らしい循環型社会形成のイメージとして、地域循環共生圏の考え方を踏まえるものとしてございます。

また、その下に、地域循環共生圏の概念図をお示ししてございます。

続いて、資料1-1は6ページ、資料1-2は5ページを御覧願います。

図2は、北海道らしい循環型社会形成のイメージで述べていた資源の循環、地域循環共生圏の地域特性に応じて資源を補完し合い、支え合うということをわかりやすく示しているため、残してございます。

なお、図は非常に見づらい粗いものになってございます。申しわけございません。今後は画質を向上させたものとさせていただきます。

続きまして、資料1-1は7ページ、資料1-2は5から6ページを御覧ください。

ここでは、北海道SDGs推進ビジョン、関連が高いSDGsのゴールについて記載してございます。

資料1-1は8から9ページ、資料1-2は7から8ページを御覧ください。

第2章の1、北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況についてでございますが、関係データの時点修正、文言整理を行ってございます。

続きまして、資料1-1は10から11ページ、資料1-2は8から9ページを御覧ください。

北海道における物質フローに関する現状と課題についてでございますが、ここでは関係データの時点修正を行ってございます。

続きまして、資料1-1の11から12ページ、資料1-2は9から10ページを御覧ください。

(2) 物質フローの指標です。

資源生産性は平成29年度で13.9万円/トン、平成24年度から7千円/トン増加してございます。全国と比べて低い状況となっております。資源生産性の低い一次産業の割合が高い本道の産業構造の特徴を反映したものとなっております。

循環利用率は、平成29年度で15.7%、平成24年度から1.2ポイント増加してございます。最終処分量は平成29年度で100万トンで平成24年度から約10%削減されております。

資料1-1の13から14ページに、物質フローの模式図をデータの時点修正を行い、示しているところでございます。

続きまして、資料1-1は15ページ、資料1-2は10ページから11ページを御覧願います。

冒頭で国の循環計画で目指している「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」を述べる記載としております。

関係データの時点修正と国のプラスチック資源循環戦略に係る記載と道の取組を示し、改めてごみの減量化に対する意識の向上を図り、プラスチックごみなどの身近なごみの排出抑制など、3Rに係る実践行動の定着が必要とするところがございます。

続いて、資料1-1は16から17ページ、資料1-2は11から12ページを御覧願います。

(2) ①一般廃棄物はデータの時点修正を行ってございます。

平成29年度のごみの排出量は187万トン、1人1日当たりのごみの排出量は961グラムとなっており、ともに減少傾向にあります。1人1日当たりのごみの排出量は、全国平均に比べて多くなっており、一層の排出抑制の取組が必要です。リサイクル率は24.3%で、平成24年度から0.7ポイント増加し、全国の20.2%を上回っております。

しかし、排出量の約3割と推計される生ごみにつきましては、排出抑制や分別回収、資源化に一層取り組む必要があります。

全国に比べ、直接資源化や直接焼却の割合が低く、直接埋立や最終処分の割合が高い傾向にございます。最終処分量は32万トンで減少傾向にあります。引き続き、削減に向けた取組が必要でございます。

資料1-1は17から22ページ、資料1-2は12から13ページを御覧ください。

②産業廃棄物でございます。

データの時点修正を行ってございます。平成29年度の産業廃棄物の排出量は、3,874万トンであり、平成24年度と比較するとほぼ同量となっております。本道の排出量は産業構造を反映して、畜産農業から排出される家畜ふん尿が全体の50%を占め、次いで、製造業や下水道業などから排出される汚泥が32%を占めてございます。

再生利用率は約56%、中間処理による減量化率は約43%、最終処分率は2%となっております。

最終処分量は平成24年度から4万トン削減されましたが、最終処分量の多い汚泥、がれき類、廃プラスチック類などは、さらなる再生利用の取組が必要でございます。

図表については、資料1-1の19ページの図6-5の処理状況の推移、表5、各地域において排出量・最終処分量の多い産業廃棄物を追加しています。

資料1-1は22から23ページ、資料1-2は13から14ページを御覧願います。

③不法投棄等の不適正処理でございます。

データの時点修正、文言整理を行ってございます。不法投棄の件数は、平成23年度まで緩やかな増加傾向でしたが、平成24年度以降は減少傾向にあります。

続いて、資料1-1は23から24ページ、資料1-2は14ページを御覧願います。

④災害廃棄物の処理対策の整備についてですが、この項目については追加でございます。

資料1-1の24から25ページ、資料1-2は14から15ページを御覧願います。

(3) バイオマスの利活用の推進についてでございます。

データの時点修正、木質バイオマスに係る利活用率の上昇と新たな課題、エネルギーの地産地消の促進を追加してございます。

資料1-1は26から28ページ、資料1-2は15から16ページを御覧願います。

(4) 循環型社会ビジネスの振興についてでございます。

データの時点修正、現況の追加、用語の整理、そして、循環税事業の追加を行ってございます。

続いて、資料1-1は29ページ、資料1-2は17ページを御覧願います。

1、循環型社会形成に関する施策の基本方針についてでございます。

国の循環計画の記載に沿って前提を追加してございます。また、SDGsの記載を追加してございます。

資料1-1は29から30ページ、資料1-2は17から18ページを御覧願います。

(1) 3Rの推進ですが、“プラスチックとの賢い付き合い方”に関する記載を追加してございます。

資料1-1は30ページ、資料1-2は18から19ページを御覧ください。

(2) 廃棄物の適正処理の推進についてでございますが、文言整理、国の基本方針の趣旨に沿った修正、災害廃棄物の処理体制の整備の追加を行っております。

続きまして、資料1-1は30から31ページ、資料1-2は19ページです。

(3) バイオマスの利活用の推進についてですが、地域循環共生圏の考え方の追加を行ってございます。

資料1-1が31ページ、資料1-2は19ページを御覧願います。

(4) リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興でございますが、現状に対応した記載に修正してございます。

2、循環型社会形成のための指標及び数値目標につきましては、時点修正を行ってございます。

続いて、資料1-1は31から32ページ、資料1-2は20から21ページを御覧ください。

(1) 物質フロー指標及び目標についてでございます。

年次の修正、以降の表も同様ですが、区分から指標への修正や新たな目標の設定を行ってございます。

そして、申しわけございません、新たな目標の考え方につきましては、資料1-3の3ページの表に考え方を記載してございますので、御覧ください。

(2) 取組指標の目標についてです。

①環境に配慮した取組の推進につきましては、新たな目標の設定を行っております。考え方は資料1-3に示してございます。

環境管理システムの認証取得事業所数は補助指標に移行してございます。グリーン購入はほぼ目標を達成したため、指標から削除してございます。

まことに申しわけございませんが、資料1-1の32ページの下段、※印2でございしますが、「いつもリサイクルなどに取り組んでいる」と回答した割合を60%と記載してございますけれども、これは誤植でございまして、60を21.0に修正をお願いします。

また、「ときどき取り組んでいる」の次に、スペースはないのですが、「(47.0%)」の追加をお願いします。

資料1-2の20ページの中段も※印2がございまして、同様の修正をお願いいたします。お手数をおかけします。60%を21.0%、そして、「ときどき取り組んでいる」の次に「(47.0%)」の追加をお願いします。

続きまして、資料1-1は32から33ページ、資料1-2は21ページを御覧ください。

②廃棄物の適正処理の推進でございますが、新たな目標の設定を行っております。考え方につきましては、資料1-3を御覧願います。

資料1-1は33ページ、資料1-2は22ページを御覧ください。

③バイオマスの利活用の推進については、個別計画の北海道バイオマス活用推進計画の目標年度、目標値としていただいております。そして、新たな目標設定を行ってございまして、その考え方を資料1-3に示してございます。

なお、資料1-2の22ページの③バイオマスの左の要因のところに記載がございしますが、調整段階のものが残ってございますので、お手数ですが、取消線で全て削除をお願いいたします。

また、資料1-3の⑩廃棄物系バイオマスの利活用率のR4の目標値ですけれども、90%に訂正願います。

○小林委員 済みません、先ほどのものと今のものをもう一回言っていただけますか。

○事務局(八川主幹) 資料1-2の22ページの一番右側に要因という欄がございしますが、ここは全て削除していただきたいと思っております。

資料1-3、考え方が入っている薄い資料ですが、この中段の左側の⑪と⑫について、右に進んでいくと目標（R6）の項目の欄がありますので、⑪の廃棄物系バイオマスの95%を90%に訂正をお願いします。そして、その下の⑫については73%を70%に訂正をお願いします。お手数をおかけして申し訳ございません。

続きまして、④リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興についてですが、ここでは文言整理をしております、リサイクル認定製品数は補助指標に移行してございます。

資料1-1は33から35ページ、資料1-2は22から24ページを御覧ください。

③補助指標につきましては、データの時点修正、指標からの移行を行っているところでございます。

資料1-1は36ページ、資料1-2は25ページを御願います。

第4章、循環型社会形成に向けた各主体に期待される役割でございます。

この点につきましては、北海道環境行動計画（どうみんグリーンアクションプラン）の廃止による削除を行っております。

そして、1、道民につきましては、“プラスチックとの賢い付き合い方”に関する記載を追加してございます。

資料1-1はページ数が欠けているかもしれませんが、36の次の37ページでございます。資料1-2は26から27ページを御願います。

3の事業者につきましては、CSRと法令遵守の関連性を整理し、多量排出事業者に関する取組を追加してございます。

資料1-1は38ページ、資料1-2は27から28ページを御願います。

4行政、（1）道につきましては、地域循環共生圏に関する記載、多量排出事業者への働きかけ、災害廃棄物処理に関する記載を追加しております。

（2）市町村につきましては、地域循環共生圏に関する記載を追加し、道の災害廃棄物処理計画の策定を踏まえた記載に修正を行っております。

続きまして、資料1-1は39ページ、資料1-2は29ページを御願います。

第5章1の（1）環境教育の推進につきましては、「北海道環境教育等行動計画」の表現に統一してございます。

資料1-1は39から40ページ、資料1-2は30から31ページを御願います。

（2）3R推進のための仕組み・基盤の構築につきましては、用語修正、文言整理を行ってございます。

（4）事業者として率先した取組の推進につきましては時点修正、「北海道における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」に沿った内容に修正を行っています。

資料1-1は41ページ、資料1-2は32ページを御願います。

（5）プラスチック資源循環の推進につきましては、国のプラスチック資源循環戦略等

を踏まえまして新たに追加してございます。

資料1-1は41から42ページ、資料1-2は32から33ページを御覧願います。

2、廃棄物適正処理の推進の(1)一般廃棄物につきましては、地域循環共生圏の考え方を記載し、国通知などを踏まえた広域化、災害廃棄物、海岸漂着物に関する修正を行ってございます。

(2)産業廃棄物につきましては、地域循環共生圏の考え方を記載し、「処分」の語句を「処理」に統一、循環条例に沿った文言の修正を行ってございます。

資料1-1は42ページ、資料1-2は33から34ページを御覧ください。

(3)不法投棄等の不適正処理対策につきましては、近年の事案対応を踏まえまして、排出事業者責任の周知徹底、重点的に取り組む期間の位置づけに関する修正を行ってございます。

なお、資料1-2の34ページの上段の内容については、「重点的に取り組む期間」と書くつもりだったのですけれども、誤植で「おり組む」になってございます。お手数をおかけしますが、「おり」を「取り」に直してください。

資料1-1は42から43ページ、資料1-2は34から35ページを御覧願います。

3、バイオマスの利活用の推進につきましては、地域循環共生圏の考え方を記載してございます。

資料1-1は44ページ、資料1-2は36ページから37ページを御覧願います。

4、リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興につきましては、第5章の1(2)3R推進のための仕組み・基盤の構造の構築の【再生品利用の拡大の推進】の部分と表現を統一して、時点修正、文言修正を行ってございます。

資料1-1は45ページ、資料1-2は38ページを御覧願います。

第6章、計画の進行管理につきましては、2、進行管理において、毎年度計画の点検評価を行うことを記載しております。また、3、計画の見直しにおきましても、計画の中間年度である令和6年度に見直しを行うことを記載してございます。

以降の資料1-1は、資料となっております。

循環計画についての説明は以上でございます。

○東條部会長 ありがとうございます。

ただいまの循環型社会形成推進基本計画の説明について、御質問、御意見、コメント等がありましたらお願いいたします。

○小池専門委員 1点、お伺いしたいところがあります。

前回、一般廃棄物の関係で、リサイクル率の達成がなかなか難しい状況ではないかという話題の中で、30%という目標をどうするかということが一つの論点になるのではないかという議論があったと思います。しかし、今回出された素案では、令和6年は30%以上ということで現状は据え置きとなっていると思います。これを現状据え置きとした理由があるのであれば教えていただきたいと思います。

関連するのですが、前回の委員会の中で、ほかの複数名の委員さんから、目標を設定するに当たって手段を明確にしたほうがいいのではないかと御意見があり、もっともだと思いました。

一般廃棄物のことに関しては、実際にやるのは市町村ですから、具体的な施策は設定しづらいのかと思いながら聞いていたのですけれども、その辺も踏まえて、30%以上の考え方について具体的な施策をもってということなのか、伺いたしたいと思います。

○事務局（和田博主幹） 循環型社会推進課で一般廃棄物を担当しております和田と申します。

リサイクル率の目標値につきましては確かに24%くらいになっており、それが横ばいですから、30%はかなり厳しい状況になってきている認識は持っております。

一方で、国のほうのリサイクル率は全国的に20%という中で、今の第3次の循環基本計画の中で、平成32年度までに27%まで上げる目標を持っています。また、第4次の計画の中では、「リサイクル率」という言葉が消えて、「出口の循環利用率」という言葉になっていますが、28%ということで、いまだに現況に比べて7から8%くらい上げていく目標を持っております。

我々のほうでは24%まで達していますが、現実的な点から見れば厳しいかもしれませんけれども、今の目標は下げないで、6%プラスの目標を持っていこうという考え方で設定しております。

一方、施策については、おっしゃるとおり市町村が取り組む施策でございますが、我々としては、リサイクルを推進していくためには分別回収などをまだまだ増やしていかなければいけないところがありますので、市町村に声かけをして、できる限りリサイクルに回す品目を増やしていくことを継続していきたいと思っています。

そういったこともありまして、最近では、リサイクルする品目が増えてきてはいるのですけれども、なかなか増えていないところもありますので、引き続き頑張っていきたいと考えております。

○東條部会長 ほかにいかがでしょうか。

○石塚専門委員 今のリサイクルのところですが、別紙の補助指標ところで事前にいただいたデータを見ると、取り組んでいる市町村数が平成28年度より29年度のほう下がっていますが、これは取り組まれていない自治体が増えたのですか。数字が下がるというのはどういうことでしょうか。

下がるのは別にいいのですけれども、何か理由があってやめたのか教えていただきたいと思えます。

もう1点は、プラスチックごみについて、先ほどの説明の中に「賢い使い方」という言葉があったのですけれども、賢い使い方とは具体的にどういうことを言うのか教えていただきたいと思えます。

○事務局（八川主幹） まず、別紙の行動指標についてですけれども、数字を捉えるに当

たっては、容器リサイクル法の回収ルートに乗せているところを数字として押さえております。例えば、今回はペットボトルで検証してみたのですが、回収はしていますが、再商品化ルートに乗せていないというところで、数字に出てこないことになっております。これをどう把握して数字をあらわすのかということは、今後の課題とさせていただきたいと思えます。

○石塚専門委員 わかりました。

これだけを見ると、分別をしていたり、していなかったりというように見えます。これはリサイクル法にのっとって再商品化として出しているか、直接売っているかということですね。直接売っているものも含めると、リサイクルしている自治体はもっとあるというイメージになるのですか。

○事務局（八川主幹） 今まで全部は検証し切れなかったのですが、ペットボトルについては減っていません。回収している市町村は179市町村のままです。

それから、“プラスチックとの賢い付き合い方”については、知事メッセージを出しているところです。

「『使い切り』（いわゆるワンウェイ）のプラスチックの製品はできるだけ使用しない、使用した際も正しく処分するなど“プラスチックとの賢い付き合い方～プラスチック・スマート～”を一人ひとりが意識して取り組むことが大切です」と訴えかけております。ワンウェイのものを絶対に使うなということではないのですけれども、できるだけ使用しないようにしましょう、必要なものだけに限りましょうということで、どうしても使わなければいけないときは、処分を正しくしてくださいという内容でございます。この取組については、ホームページ、その他いろいろなもので訴えかけていこうとしているところでございます。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 我々は知っているのですが、道民の皆様方にどれだけ広く周知されているかというところだと思います。

10月23日付で知事から“プラスチックとの賢い付き合い方”を実践しましょうということで、メッセージを発信させていただいております。

今、こちらを回覧していただきたいと思えます。

プラスチックを削減するという国の基本的な方針、プラスチック資源循環戦略や海洋プラスチックごみ対策アクションプランなど、プラスチックをなるべく減らしていく取組をやっていかなければいけないというところで、北海道知事からメッセージを出させていただきました。

本当に身近にできることから一つ一つ取り組んでいこうということで、例えば、道庁のコンビニですとレジ袋は受け取らないとか、マイバッグを自ら持参して買い物に出かけましょうということです。あとは、地域の清掃活動で、河川などにプラごみが散乱して、それが川から海へと流れることもございますので、そういった河川清掃や地域のごみ清掃などにも皆さん積極的に取り組んでくださいというメッセージが“プラスチックとの

賢い付き合い方”でございます。

○石塚専門委員 わかりました。

それでは、知事のメッセージを指しているということでもよろしいですね。私は、もうちょっと踏み込んで、道民だけではなく、川上のメーカーなどの製造業の方たちにもプラスチックをもっと賢く使ってほしいということで、軽量化や簡素化などの訴えかけをここに入れられないかと思ったのです。道民には限界があるかと思うのですが、そのところはどこかに記載されているのでしょうか。

○事務局（八川主幹） 今、回覧している“プラスチックとの賢い付き合い方”の三の地球にやさしい製品の選択ですが、企業の活動においても地球に優しい製品を選ぶようにしましょうとしております。

また、道のホームページでも、どうすればできるかという情報を集めて、それを発信していきたいと考えております。

○石塚専門委員 もう少し踏み込められればいいと思いました。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 今の御指摘は、我々も大変重要だと認識しております。

北海道の循環型社会推進課のホームページについては、プラスチックスマートキャンペーンということで環境省とリンクを張り、全国のいろいろな企業がこんな取組をしているということを我々北海道のホームページから閲覧できるようにしています。

まずはそこから始めていますが、そのほかにも企業の皆様方に、減量化に向けてこういった取組やリサイクルをしているということがもしあれば、情報を発信するので、北海道にもぜひ教えてくださいとホームページ上でお願いしています。

そういったことは、まさに重要なことですので、これからもやり続けなければいけないと考えております。

○古谷専門委員 リサイクルしたことで分類してしまったら、この数値は上がってしまいます。今、中国などいろいろな世界情勢の問題として、リサイクルしたものがダブっていることがあります。ですから、この数値は、ごみを分類した段階で、これはリサイクルしましたということでカウントとされたものですね。

例えば、木くずで言うとわかりやすいと思いますが、木くずをチップ化して燃料チップや敷料にします。その辺の推進という項目は……。何が言いたいかというと、リサイクルしたと言っている数値が社会情勢の中で本当に循環しているのかということです。現状では、未利用材はかなり引く手あまたですけれども、廃棄物由来の木くずは、どこでも余っているような状況です。せっかくの機会ですから、それを何らかの形で盛り込めないかと思えます。その辺を解決しない限りは、絵に描いた餅だなという気がしてなりません。

○事務局（八川主幹） なかなか難しい御指摘でございます。

海外に輸出ということになると、そもそもごみではない形で出されているので、手の出しようがないところがございます。

○古谷専門委員　そういうことではなくて……

○事務局（八川主幹）　例えば、道内において、廃棄物を一度卒業して製品になった場合、廃棄物処理法の範囲外に出てしまいます。しかし、中間処理、業の許可を取る際などに本当に廃棄物を卒業できるのかどうか、本当に製品になるのかどうかというチェックはできるのですけれども、それを一度経て製品ということになると廃掃法の範囲外になってしまいます。そうすると、手前どもの所管では難しくなるのが現実です。

○古谷専門委員　わかりますけれども、せっかくならうたったのだから目標ではなくていいので、項目としてどこかに盛り込んでもいいと思います。

地域循環共生圏はすばらしい理想だと思います。しかし、ごみを分類してしまつたらあとはもう関係ないとか、持続可能な開発目標に到達するために、これはごみではないから関係ないないということにならないような気がします。

これは、北海道循環型社会形成推進基本計画ですよ。ですから、僕としてはそっこのほうまで踏み込んでいただかないと、絵に描いた餅だという気がします。

何も難しいことを言っているわけではないのです。例えば、木質バイオは、今、F I T の関係でどんどんはけているけれども、廃棄物由来でははけていないので、官民でいろいろと協力してバイオマスボイラーをつくって発電するなど、一生懸命取り組んでいきませんかというような励みになることがあっていいと思いました。

○事務局（八川主幹）　廃棄物の製品促進については触れているつもりですが、最初の御指摘については、一度製品になったものを引き続きフォローするという理解でよろしいでしょうか。

○古谷専門委員　それら全てがどこに行こうが何をしようが、有効利用されて初めてリサイクルになりますね。しかし、いろいろな世界経済の問題や地域性の問題、例えば、事故や災害などでかなり揺れ動いています。けれども、排出事業者も処理業者も何らかの形で補填し合ってきていますので、これからもそういうことを推進していくということです。

簡単に言えば、共生何とかという言葉が出てきたら、北海道地域内で地産地消のように回していくことが本当の目標だと僕は思います。僕が思っている目標ですから違うかもしれませんが、この計画では、ごみにならないので、もう知らないということになっていると思います。しかし、そうではないということです。

バイオマスなど、いろいろなことが書かれているのはわかるのですが、種々の問題があるのです。一番いいのはバイオマス発電所をつくっていただくことかと思ったりもしますが、やはりバイオマスでもないようです。

自治体や民間が取り組んでも収支的に合わないのです、その辺を解決すれば、もしかするとリサイクル率はどんどん上がっていくような気がします。そういう施策をつくらなくてもいいので、検討していただければと思います。

資料には、バイオガスは収支が合わないと書いていましたが、結局、現実的な話ではないので、その辺のことも踏まえて現実的な計画であってほしいと思います。今回は盛り込

むとか盛り込まないという話ではありません。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 気持ちとしては、42ページ、44ページのバイオマスの利活用の推進、そして、リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興において、量的、質的に不安定だったり、事業の経済性も問題があるのですけれども、この課題解決に向けて進もうというところを示しております。

採算が合わないから置いておくということは進展しないことになりますから、これについて、いろいろな知恵をみんなで出し合いながら、北海道としても支援をして進んでいこうということを書いているつもりです。

○古谷専門委員 書いていけばいいのですけれども、その辺のことはこれから大問題になりそうな気がするのです。

○事務局（八川主幹） 御指摘をありがとうございます。

○東條部会長 資源化率やリサイクル率は、指標によって本当に資源化されたものである場合など、いろいろとあると思います。

例えば、びん・缶・ペットボトルであれば、本当にリソースとなったものがカウントとされますし、家電リサイクル法での資源化率もそうだと思います。ただ、それを全てについて積み上げることは極めて難しいと思います。例えば、一般廃棄物のリサイクル率については、計画に定義が書かれていますけれども、こちらも資源化された量であるということで、プラントに入った量ではなく、資源化された量としてカウントされていると思います。ですから、その辺は我々の認識とそれほど乖離はないと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○阿賀専門委員 先ほどの小池委員の御意見に関連することですけれども、前回の会議では、一般廃棄物のリサイクル率の分母や分子には焼却ごみは入っていないということでしたが、最近の目標として、焼却ごみからのエネルギー回収も進めましょうという流れがあります。ですから、焼却エネルギーの回収率も加えたほうがいいのではないかという感じがします。

といいますのは、例えば、梶川課長はよく御存じかと思いますが、今年度から十勝のある広域処理組合では、直接埋め立てしていた可燃ごみと堆肥化していた生ごみを帯広市の焼却発電施設にまとめて委託しています。そうしますと、生ごみのリサイクル率が減ってしまう一方で、焼却ごみについては分母も分子も同じ分が増えることで、焼却エネルギーの回収率が増えますので、その辺の指標も加えたほうがいいのではないかと思ったところです。

○事務局（和田博主幹） おっしゃるとおり、サーマルリサイクルされたものについては、基本的にリサイクルとして数えていないので、リサイクル率の中には入っていない現状がございます。

新たな指標をつくったほうがよろしいのではないかという御指摘ですが、有効活用という意味では、特に施設の大規模化を図っていくことによってエネルギー回収率が上がって

いくことから、計画の中にも広域化の推進ということを書かせていただいております。

具体的な目標値をどこに据えるかということは、我々も物差しが無い中でなかなか難しいところではあるのですが、計画の中では、文言としてエネルギーの利活用を進めていくという書き方をさせていただいているところでございます。

○阿賀専門委員 下のほうに補助指標がございますけれども、28番から焼却のエネルギー回収発電設備補助指標などもあります。上の方の指標はごみの量の割合で示していますので、焼却ごみについても、施設数だけではなく、焼却ごみのうち、エネルギー回収された焼却ごみ量の割合について、補助指標でもいいので何かあったほうがこの先の参考になるのではないかと思います。

○事務局（和田博主幹） わかりました。

どんな形の物差しをつくっていいのかということも含めて考えさせていただきたいと思います。

○東條部会長 ほかにいかがですか。

○石塚専門委員 今、広域化という言葉が出ましたが、やはり広域化の方向で進めていこうとしているのでしょうか。

○事務局（和田博主幹） 我々は、広域化を平成9年にダイオキシン対策から始めていますが、大分進んできました。大規模のものも大分増えてきて、効率的なものもたくさんできてきたところですが、今は時代がすっかり変わって、人口減少の中で持続可能なごみ処理が一つの課題になっています。人口の少ないところで、いかに効率的にごみ処理をしていくかということが今後の大きな課題になっていくということでございます。

広い北海道の中で、何でもかんでも広域化すればいいわけではなく、我々が広域化計画をつくって20年以上たちますので、地域地域に合った適切なサイズをもう一回見直して、適切な形で広域化を進めていくことが必要ではないかということで、今、進めようとしているところでございます。

○石塚専門委員 わかりました。

20年前は、広域化をすれば世の中の何でもかんでもが解決されるような風潮があったのですが、今は、時と場合によって適正な広域化を目指していくということで、少し幅のある緩やかな形で方向づけるというイメージでよろしいでしょうか。

○事務局（和田博主幹） そうです。

地域地域に合った形で進めていきたいと考えております。

○石塚専門委員 それから、広域化をしていくとか、地域に合ったことをしていくといっても、北海道は広いので、効率のいいごみ処理をしていきたいということで種類が違うごみを一緒に処理してもいいのではないかと思います。しかし、国の法律では一般廃棄物と産業廃棄物をどうしても分けなければいけません。

それを無視して、種類が違うごみでも効率よく一緒に処理することはやぶさかでないということはあるのでしょうか。

○事務局（和田博主幹） 地域地域によるところはあるのですが、基本的に産業廃棄物と一般廃棄物それぞれには、法律の中に責務がありまして、産業廃棄物は事業者の責任で、一般廃棄物は家庭のごみですから市町村がやるという責務があります。

地域によっては人口も非常に希薄で、産業廃棄物を処理する業者も少ないところもございます。そういったところは、市町村が受け皿になりつつ、効率よく処理をする方法を考えなければいけないと思います。そこは、大都市とそうでないところとの考え方が変わってくると思いますけれども、今後は、地域地域に合ったやり方を考えていかなければいけないと思います。

○石塚専門委員 ありがとうございます。

地域にごみ処理場があるにもかかわらず、同じごみの処理でわざわざエネルギーをかけなければいけないことがないように、広域での効率化として柔軟性のある循環型社会が築ければいいということで、理想を申し上げました。

○東條部会長 ほかにいかがでしょうか。

○小池専門委員 繰り返しになるところがあるのですが、先ほど阿賀委員が言ったことと同じようなことを私も言おうと思っていました。

考えていただけるということですが、29ページの循環型社会の順序として、第1に発生抑制、第2に再使用を、第3にリサイクルですが、ここまでは排出量の減少やリサイクル率の向上の指標があります。しかし、その後の第4の優先順位は低いことはわかるのですが、サーマルリサイクルに関しては目標値がないので、それを言おうと思っていました。

それから、1回目でもお話ししましたし、先ほども話題になりましたので、重なるところがありますが、廃棄物の担当としてお話ししますと、生ごみなどでメタン発酵をするとリサイクル率に寄与しますが、直接焼却して熱回収するとリサイクル率はゼロです。これには差があり過ぎると思っています。

それから、旭川市が今回メタン発酵を見送った理由については、コストのことがあるということをお話しましたが、少し詳しくお話しすると、旭川市の場合、リサイクルでガスを生み出したとしても、その使い道で一番効率的なものはガス発電くらいという話になります。結局、ガスを生み出してリサイクル率を上げても発電ですし、直接焼却して熱回収しても発電です。この発電をガス化させると発電量はかなり上がるのかというと、多少は上がりますが、それほどでもありません。ただし、メタンガスのプラントをつくると、そこに電気が必要になりますので、余剰電力を売れる量と考えると、逆にメタン発酵したほうが売れる量は減るのではないかというシミュレーションもあります。

ですから、ここで言えば道民になりますが、エネルギー回収で還元できる部分は、リサイクル率にこだわったほうがかえって少なくなってしまうのではないかというジレンマがあります。しかし、一番の原因はお金がかかり過ぎるという部分があります。

前回もお話ししましたが、リサイクル率を上げることは、これからはどうなのかという

ことがあります。補助指標についても、先ほど、市町村の実施の数の話がありましたけれども、大部分の自治体が分別回収に取り組んでいる状況です。

先ほどの説明から言うと、ここに出ている数字以上に取り組むことになるのですが、ここからリサイクル率をどうやって5%上げるのかと思います。5%は結構な量ですから、大変です。

ちなみに、旭川市もごみ処理基本計画の見直しに着手しているという話を前回申しあげましたが、旭川市は恥ずかしながら30%だった目標を27%に下げました。旭川市の場合は直接ごみ処理をしているので、こういったことでリサイクル率を何%上げていこうという積み上げです。焼却灰のリサイクルを考えていた時代で、30%を掲げていたときはまだメタン発酵をする気がありました。しかし、この見直しまでの間にさまざまな検討をして、どんなごみ処理施設をつくろうかと考えたときに、先ほど言った理由でメタン発酵は余り効果がないということになりました。また、焼却灰のリサイクルも費用的に難しいということで、その二つは行わないことにしました。結果、リサイクル率は27%がいっぱいというところになっています。

道が高いところを目指しているのに、低いところを目指す形になって申しわけないという思いがある一方で、この30%という数字の達成はかなり厳しいのではないかという感想を持っています。

○事務局（和田博主幹） ありがとうございます。

自治体の方の非常に貴重な生の御意見と考えます。

我々も、最近ではリサイクル率がほとんど上がってこない厳しい中で、施策といいますが、先ほど言った分別収集をふやしていくことしかありません。市町村の方が進めている中で、国ではかなり高いリサイクル率を掲げていることは確かです。そういった中でもかなり厳しいという貴重な御意見をいただきました。委員の皆様方の考え方も含めて、この指標を維持していくか、現実に合わせるかということだと思いますけれども、貴重な御意見として拝借させていただきたいと思います。

○石塚専門委員 私は、生ごみを堆肥やガスにすることはリサイクルだという認識を持っています。今、旭川市のサーマルにして燃やすことも一つのリサイクルというお話がありましたけれども、私は、生ごみをサーマルにして、それがリサイクルになるとは思いがたいのですが……

○小池専門委員 生ごみのサーマルはリサイクルにならないのです。メタンガス化したらリサイクルになります。

○石塚専門委員 そのまま直接燃やすのはカウントしないのですか。

○小池専門委員 カウントしないので、リサイクル率には入りません。

○石塚専門委員 了解です。

○東條部会長 サーマルのリサイクルをどう考えていくかということ、それをカウントしていくかということ、また、リサイクル率を上げていくことに関連させていくのかという

ことは、今後考えていくということによろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○東條部会長 それでは、循環型社会推進基本計画についてはここまでにしまして、廃棄物処理計画に移らせていただきます。

それでは、説明をお願いいたします。

○事務局（磯崎主査） 道庁の循環型社会推進課の磯崎と申します。

私から、廃棄物処理計画第5次の素案に内容について御説明させていただきます。

資料2-1を御覧ください。

まず初めに、第1章から第4章までを御説明させていただきたいと思えます。

まず、1ページをお願いいたします。

計画策定の趣旨・位置づけについてでございますけれども、これは、第4期の現計画から大きな変更はございません。

以下、策定の視点まで含めて、この廃棄物処理計画は廃棄物処理法に基づく法定計画のため、国の廃棄物処理に関する基本方針、あるいは廃棄物処理施設の整備計画を反映することとしています。

また、先ほどまで御説明いたしました循環計画の廃棄物処理に関する部分の個別計画という位置づけでもございますので、基本計画を踏まえた上でバイオマスの利活用、循環型ビジネスの振興の項目も盛り込んでございます。

資料2-1の3ページを御覧ください。

廃棄物の現状と将来予測についてでございます。

ここについては、先ほど御説明いたしました基本計画の第2章の3と同じものでございますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次に、6ページにまいります。

目標と施策展開の基本的な考え方についてです。

これも先ほどまで説明しておりました基本計画と基本的に同じものになっています。基本計画と重複していないところを中心に、若干御説明させていただきます。

処理計画においては、1人1日当たりの家庭ごみの排出量につきまして、国の基本計画の目標も踏まえながら目標値を設定しております。1人1日当たりのごみの排出量に加えて、家庭ごみの排出量についても目標値を設定しているということです。

それから、産業廃棄物の排出量につきましては、全体の部分と動物のふん尿を除いたもので、それぞれに目標を立てております。

次に、リサイクル率、再生利用率については、ただいま議論があったところでございますけれども、これにつきましても基本計画と同じ数字を使っていくことになっています。また、バイオマスの利活用につきましても、基本計画と同様の記載となっております。

次に、施策展開の基本的な考え方につきましても、先ほどまで御説明いたしました基本計画とほぼ同じ内容になっておりますので、ここでの説明は割愛させていただきたいと思

います。

資料2-1の9ページを御覧いただきたいと思います。

ここから各主体の役割ということで、道民、事業者、道及び市町村の役割について記載しております。

まず、道民の役割についてですけれども、現計画から大きな変更はございませんが、今般の海洋プラスチック問題等を受けまして、レジ袋の辞退や清掃活動への参加という記載を追加で盛り込んでおります。

10ページの事業者の責務になります。

事業者の(1)排出事業者につきましては、廃掃法の改正により、一部の事業者について電子マニフェストの使用がこれから義務化されますことから、その旨を記載しております。

11ページの産廃の処理業者につきましては、現計画に引き続き、地球温暖化防止に配慮した燃料の使用や設備更新に努めるということに記載してございます。

次に、同じページの道の役割です。

まず、一般廃棄物の処理に関しましては、先ほども御議論いただいたところでございますが、人口減少、少子高齢化が進むことが予測されている中で、広域化計画を見直すことを記載しております。また、海岸漂着物処理について、現状に合わせ、道の役割を新たに盛り込んでいるところです。

また、産業廃棄物の処理に関しましては、最終処分量の削減に向けて多量排出事業者に対して、排出抑制や再生利用を促していくことを記載しております。

次に、12ページの市町村の役割でございますけれども、一般廃棄物の施設整備に当たっては、先ほども申し上げましたが、人口減少・少子高齢化が進むことが予測されている中で、広域化計画を見直して、施設整備や維持管理の効率化を図るとともに、施設の長寿命化・延命化を図ることなどを盛り込んでおります。それから、海岸漂着物の処理や災害廃棄物の処理についての項目も現状に沿った形で追記しております。

第1章から第4章までは以上になります。

ここで、一度区切らせていただきます。

○東條部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見はありますか。

○石塚専門委員 海岸漂着物の件で、今すごく問題になっていますが、これは海岸だけではなくて河川も問題ではないかと思えます。この中に含まれるという意味合いでよろしいのでしょうか。

○事務局(和田博主幹) 海岸に漂着するごみは、河川から流れ出たものが着くものや海外から来るものなどいろいろあるのですが、我々が海岸漂着物対策を進めるに当たって、国内から出るものについては排出抑制対策が非常に大事だと思っています。ですから、河川を通じて海に出ていくことも含めて対策を講じていくことを考えているところです。

○東條部会長 ほかに何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○東條部会長 それでは、説明を続けてください。

○事務局(磯崎主査) それでは、引き続きまして、第5章及び第6章の説明をいたします。

14ページからの第5章になります。

こちらにつきましては、一般廃棄物の処理に関する方針ということで、まず、現状と課題については、現計画から大きな変更はございません。データの時点修正を行っております。

15ページにつきましては、それを受けた基本的な方向を記載してございます。広域化計画の見直しや、先ほども説明をいたしました地域循環共生圏の形成を考慮した施設整備を盛り込んでございます。

同じページの下目標になりますけれども、ここでは循環計画で定めた目標のほか、生活系のごみの量につきましても目標としてうたっているところです。また、目標の下適正な循環的利用から次のページに行きまして、適正処理の確保につきましては、現計画から大きな変更はございません。

続きまして、21ページに移ります。

ごみの広域的な処理に関しまして、繰り返しになりますが、広域化計画の見直しの関する記載を盛り込んでおります。

さらなる広域化・集約化を進め、持続可能な適正処理を確保できる体制を構築するため、道の主な施策としても広域化・集約化を進めることを記載しております。

次に、23ページに参ります。

6として、災害廃棄物対策の記載をしてございます。

昨年3月に、道の災害廃棄物処理計画が策定されたこと、また、昨年9月に発生しました胆振東部地震の経験を踏まえまして、市町村への支援や関係者間の調整など、道の主な施策を書きかえております。

国の指針に基づいて体制づくりを行うこと、また、市町村への計画策定の助言等を促していくことなどを盛り込んでいるところです。

7として、生活排水対策ですけれども、ここにつきましては、関係データの時点修正を行っております。

25ページに移ります。

8として、海岸漂着物対策の推進ということで、昨今の海洋プラスチック問題などを受けまして、現計画では災害廃棄物の記載の一部となっていましたけれども、海岸漂着物対策を漂着船への対応等、現状に沿った形に追記した上で、8として項目立てをしてまとめてございます。

次に、第6章の産業廃棄物の処理に関する方針に移ります。

26ページからになります。

まず、道内の産業廃棄物の排出量が多い業種や主要な業種である農業、建設業、電気・水道業、食料品関連産業、パルプ・紙製造業、水産業につきまして、個別の課題を整理するとともに、施策の効果を加味した目標値を設定しております。

これらにつきましては、庁内の関係各課と連携しながら施策を進めていくこととしております。

個別の一つ一つの説明につきましては割愛させていただきますが、本計画につきましては、産業廃棄物の排出抑制及び最終処分量削減に向けた取組として、新たに多量排出事業者に対し、排出抑制や再生利用を働きかけていくという記載を盛り込んでいるところです。

33ページでは、それ以外の廃棄物全体の再生利用率、最終処分率を向上させるよう数値を設定しております。

続きまして、34ページからは地域別の解析を記載しておりますけれども、ここにつきましては、基本計画の第2章の3の(2)と同じ内容を記載してございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

36ページからは施設整備のあり方について記載してございますが、現計画から大きな変更はございません。語句の一部修正等を行ってございます。

第5章、第6章については以上になります。

○東條部会長 ありがとうございます。

ただいま説明いただいたところに関しまして、御質問、コメント、御意見等はございますか。

多くのところは、文言の修正とデータの更新、国の新たな政策の反映と考えてよろしいですか。

○事務局（八川主幹） メーンとしてはそのようになっております。

○矢島委員 目標の数字全体について、どこかで説明されていたかもしれませんが、数値目標を決めるに当たって、この5年間の北海道の人口減少の推定値はどのように反映されているのでしょうか。

○事務局（和田博主幹） 北海道は人口減少が大分進んできていて、10年間で30万人くらい減ってきているのですけれども、目標を決めるに当たって、これまでのトレンド等を踏まえて、これくらいであれば達成できるだろうということで目標を立てているものでございます。

そういったトレンドの中には人口減少の部分も当然含まれてきますので、そういった中で人口減少も勘案されてきていると考えております。

○矢島委員 そうしますと、一律に5年間で何%減るというものを全てに当てはめていないということですか。

○事務局（和田博主幹） 今後、5年間につきましては、人口減少の傾向は変わらずに進んでいくと考えておりますので、そういった傾向がそのまま反映されて5年後の目標とい

う形になっていると考えております。

○小林委員 今、矢島委員がおっしゃったことは非常に重要なことだと思います。北海道の人口は間違いなく減少していきませんが、人口が減少するということは道内の域内GDPも当然減っていくわけです。北海道のGDPのピークは、今は20兆円から18兆円くらいですが、道経連でも、今の人口減少に伴って10年間で2兆円くらい減るという試算をしています。ということは、産業の部分も黙っていれば生産が減っていくし、それに伴って、産業廃棄物やごみなども相当減っていくのではないかと思います。

その影響を勘案していかなければまずいのではないかと思います、その辺は勘案されているのでしょうか。

○事務局（上野主幹） 産業廃棄物の発生、あるいは排出量に関しましては、経済的な資料等から活動指標を設定して予測を立てており、それがだんだん減っていくということで、排出量も減るだろうと見込んだ予測で目標値を立てさせていただいております。

○小林委員 わかりました。ありがとうございます。

量は減るけれども、比率はまた別ですので、その中でも比率はこういう目標をとっているという理解でよろしいですね。

○事務局（上野主幹） はい。

○小林委員 ありがとうございます。

○東條部会長 ほかにいかがですか。

私から、34ページから35ページのところに、どの産業廃棄物が大量に発生して最終処分されているかという地域別のデータを新たに整理されていますが、これは、前回の資料にはありませんでした。

一般廃棄物は市町村が主体ですけれども、産業廃棄物は道が主体的にやっていくものですので、こういった分析をして対象を絞っていくことは、政策を考えていく上ですごく重要なことだと思います。私はこれを非常に高く評価しますので、これからもぜひ進めていってください。お願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○石塚専門委員 道外の産業廃棄物の取扱いですけれども、私たちが知らない間に結構入っていて、割と処理されていることが見受けられるのですが、北海道として、道外の産業廃棄物の受入れについてはどのような方向でいらっしゃるのか、教えていただけますか。

○事務局（磯崎主査） 道外産廃の取扱いにつきましては、第8章に廃棄物の処理に関するその他の方針について記載しておりまして、そちらで御説明させていただきたいと思っております。

○東條部会長 それでは、引き続き、次の章の説明をお願いいたします。

○事務局（磯崎主査） それでは、最後に、第7章から第9章まで御説明させていただきます。

40ページの第7章、重点的な取組が必要な廃棄物の処理に関する方針ということで、

まず、一つ目にバイオマスを挙げてございます。

バイオマスにつきましては、先ほど基本計画のところで御説明させていただいておりますので、ここでは割愛させていただきます。

次に、41ページのPCB廃棄物についてです。

PCBにつきましては、本計画の目標設定年次である令和6年度には処理期間が終了しているため、期間内で確実な処理ができるよう現計画からさまざまな取組を追記してございます。目標値につきましては、目標年度である令和6年度には処理期間が終了しておりますので、100%処理ということで設定してございます。

43ページの使用済み自動車、44ページのアスベスト、45ページの感染性廃棄物につきましては、引き続き、環境への影響が高いものや危険度が高いことから、重点的取組項目として設定し、目標は、全て適切な処理を目指すということで設定してございます。

次に、第8章、廃棄物の処理に関するその他の方針に移ります。

まず、優良な産業廃棄物処理業者の育成という項目を引き続き盛り込んでおります。

これは事業者全体の底上げを図ることを目指しまして、目標といたしましては、法律で定める優良認定事業者数を200社としておりますが、現在はまだ達成できている状況ではございませんので、引き続き200社を目標として設定してございます。

次に、不法投棄の対策についてです。

不法投棄の未然防止に向けて、地域や団体、警察などと連携、協力とあわせて、発覚する前の原状回復への対応や悪質な事案に対して厳正な対処をすることを、記載内容を整理しつつ、引き続き盛り込んでいるところでございます。

次に、51ページからは、先ほど石塚委員から御指摘がありました道外産業廃棄物の取扱いについて記載してございます。

道外で排出された産業廃棄物は、北海道の循環条例に基づき、排出事業者が知事と協議してその内容を確認の上、道外産業廃棄物の搬入を認めてございます。

搬入の実績は、下記のとおりです。

また、PCB廃棄物や水銀の廃棄物など、本来、広域に移動して処理が想定されているものにつきましては、知事との協議が不要となっております。この道外産業廃棄物の取扱いの記載に関しては、現計画から大きな変更はございません。

次に移りまして、同じページの4の普及啓発と、次のページの支援体制の整備につきましても、基本的には現計画から大きな変更はございません。ここの中身については、現計画を踏まえて一部の文言修正等を行っている程度でございますので、説明については割愛させていただきます。

最後に、54ページの第9章、計画の推進についてです。

こちらにつきましても、フレームは現計画と同じです。計画期間は、循環計画のほうは10年で、5年後に中間見直しを行いますが、廃棄物処理計画については法定計画ということもございまして、5年間は毎年度に現状把握を行った上で進行管理を行います。また、

環境白書で目標の達成状況を公表します。

令和2年度から令和6年度までの計画になりますので、令和6年度の新たな計画の策定に向けて作業を行うということで、これまでの計画と同様の記載をしているところでございます。

廃棄物処理計画につきまして、以下は資料編になりますので、本文の第7章から第9章までの説明は以上になります。

○東條部会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただいた箇所に関しまして、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

○阿賀専門委員 46ページの上の課題のところです。

誤字だと思いますけれども、プラスチックごみ、「アジア各国による輸出規制」とありますが、これは「輸入」だと思います。その後に「これまで以上に源循環」とありまして、「資」という字が抜けているところがあります。

その上ですけれども、「国内では、容器包装などのリサイクル率27.8%と熱回収率58.0%を合わせて」とございますけれども、これは容器包装プラスチックと産業廃棄物のプラを合わせたものということによろしいですか。

○事務局（磯崎主査） まず、誤字につきましては御指摘のとおりでございます。「輸出規制」と資源循環の「資」が抜けている部分は、最終的に素案が確定されるときまでに修正したいと思います。

○事務局（八川主幹） 国内でのリサイクル率と熱回収率を合わせて85.8%というところは、国のプラスチック資源循環戦略の記載を持ってきておりまして、一般社団法人プラスチック循環利用協会というところのデータでございます。これについては、プラスチック全体が入っていますので、産廃も含んでいるデータでございます。

○阿賀専門委員 容リプラと産廃プラは、個別には出ていらっやらないのですか。その辺もあると非常に参考になると思いました。

○事務局（八川主幹） もとの循環利用協会のデータを見ればあるかもしれませんが、戦略の点では分けていなかったものでございます。この点については確認させていただきます。

○阿賀専門委員 ありがとうございます。

○東條部会長 ほかにいかがでしょうか。

○石塚専門委員 先ほどの道外産業廃棄物の件ですけれども、どんな品目のどのくらいの量がどのように処理されているかということは、どういう形で把握されているのですか。

○事務局（上野主幹） 道外産業廃棄物の搬入につきましては、排出事業者様から、道内のどの処理事業者がどういう処理をするかということについて事前協議書を提出していただきます。それを審査いたしまして、オーケーということであれば認めております。

しかし、道内に最終処分される量が増えたり、道内の廃棄物の処理が滞ったり、不適正

処理に回ってしまうと困ります。ですから、その処理について、細かい数字は覚えていないのですが、基本的には再生利用や燃料としての利用に限定して、高いリサイクル率なり、燃料の率なりの条件を掲げておまして、それに合致するものについて認めているところでございます。実態につきまして、ばいじんなどがセメント工場さんに行っているものが大部分でございます、道のホームページに年間の数字を出してございますので、そちらで把握できます。

○石塚専門委員 これは廃棄物処理計画となっているので、認められてどんどん増えていくのは困ります。ある程度の上限的な枠組みなどはここではつukらないのですか。

認めたとしてもふやしたくないということは今のお話の中でうかがえたのですが、どこまで受け入れることが可能なかという一抹の不安があります。

○事務局（上野主幹） それにつきましては、まず、処理業者さんの処理能力によりまして、道内の処理業者さんは、道外から入ってくるものと今まで道内から受けているものもございまして、その能力を勘案して都度判断していくところでございます。

最終処分されるものは、私どもとしても望むところではないのですが、再生利用の目的であれば、そこまで拒むのは道としてどうかということがございまして、そういう部分を勘案して条件が掲げられており、個々の申請に対して審査をさせていただいているところでございます。

○東條部会長 ほかにいかがですか。

私から一つありますが、先ほどの一般廃棄物のリサイクルの話で、エネルギー系のサーマルをどうやって入れていけばいいのかという御意見がありました。

今回は無理だと思いますが、今後、それをもし入れていくとしたら、どういうふうに計算して、何を以てということをお我々が具体的に示していかなければいけないと思います。そこをお願いですけれども、阿賀委員と小池委員からそういった意見をお知らせいただけますか。

道が使う一般廃棄物の指標ですと、実態調査関係のデータになると思いますが、そういった指標を選定した場合、このデータとこのデータを使えば、サーマルの回収分を含めたリサイクル率のようなものが定義できるというお話があれば、ぜひお願いします。それを道庁に返せば新しい補助指標が具体化していくと思います。時間がかかっても構いませんので、ぜひお願いします。

○事務局（和田博主幹） ちょっと補足させていただきます。

資料1-3に指標の一覧表がございまして、その2ページ目に一般廃棄物のまさにサーマルリサイクルの部分の数値を書かせていただいております。この部分は特に目標値は設けていないのですけれども、こうした数値などをいかに使っていけるかというところになってくると考えております。

○阿賀専門委員 今の部会長の御意見と和田主幹の御意見を踏まえて、私が思ったことは、焼却ごみ全体の中のエネルギー回収をされている焼却ごみの割合は、結構重要な指標にな

と思います。その辺については一般廃棄物処理実態調査結果に、焼却ごみのうち、発電している施設でどれだけ燃やされているかということが出ていていると思いますので、それを単純に足し合わせて割合を出せばいいと考えております。

○事務局（和田博主幹） いろいろと参考にさせていただきたいと思います。

資料には載せていないのですけれども、今、全道の焼却施設での焼却量は、年間で1,200万トンくらいありまして、そのうち、熱回収されているごみの量は1,128万トンということです。我々の手持ちですけれども、現状で全体の94%が熱回収されているというデータを実態調査の中から拾い上げているところでございます。

○東條部会長 先ほどのメタン回収と単純焼却の点についてもこれから考えていきたいですね。いい指標が見つければと思います。

ほかに御意見、御質問等はございますか。

○小林委員 資料2-2の51ページの一番最後のところです。物すごく細かい質問になりますが、次期計画の新旧の新しいところに、「令和6年度に処理計画の進捗状況进行评估し、次期処理計画を策定します」という記載があります。そして、処理計画の54ページの4にも「令和6年度に処理計画の進捗状況进行评估し」と書かれております。

一方で、ちょっと前のお話で恐縮ですが、資料1-2の38ページ、基本計画の新旧対照表の3の計画の見直しの欄に、「令和6年度に必要な見直しを行うほか」と書いてあるのですが、資料1-1、推進基本計画の45ページの3の計画の見直しのところには令和6年度という記載がありません。これは何か意味があるのでしょうか。

○事務局（磯崎主査） 新旧対照表には「令和6年度」の記載はあるのですが、推進基本計画の素案の本文のほうは「令和6年度」の記載が抜けていました。新旧対照表が正しく、本文のほうは一部抜けておりましたので、ここは素案を確定するときまでに修正いたします。すみません。

○東條部会長 ほかにいかがでしょうか。

○小池専門委員 思いついたような話ですけれども、今回の計画は循環基本計画から始まって、SDGsの考え方が出てきています。その中にはプラスチックの削減なども盛り込まれていますが、食品廃棄物半減という目標があったと思います。俗に言う食品ロスで、家庭系もあれば事業系一般廃棄物もあれば産廃に該当する部分もあると思います。この考えは分量が多くて読み込めないのですけれども、どこかに示しているのでしょうか。

最近、食品ロス削減推進法も国で定められましたが、そういった考えは盛り込まれているのでしょうか。

○事務局（八川主幹） 食品ロスに関しては食ロス法が策定されたところですが、国の基本方針がまだ出ておりません。それを踏まえて、道のほうの食ロスの計画を立てることになっておりますので、具体的なところはそれからになると考えているところでございます。

しかし、食べ切り運動は従来からやっているところでございまして、基本計画の36ページの第4章、1の道民のリデュースの使用時でございまして、主な取組例に、食材の使

い切り、食べ切りが書いてあります。これは従来からずっと取り組んでいるところでございます。

それから、43ページの利活用システムの構築、施設整備の促進のところですが、従来からあるのは食品リサイクル法ですけれども、食品廃棄物等の発生抑制というところで、どちらかという事業者サイドという考え方でございます。

これについては従来から取り組んでいまして、具体的な数字設定や取組については、個別計画を待ってからと考えているところです。

○東條部会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○東條部会長 それでは、御意見が大体出たようですので、議論はここまでとしたいと思います。

誤植など幾つか御指摘いただいているものがたくさんありますが、その点に関しましては、ぜひ事務局に御連絡いただきますようお願いいたします。私が言いたいことは絵をもうちょっときれいにしてくださいということですが、もっと具体的に誤植等がありましたら、御指摘をお願いします。

○小林委員 先ほど、道経連の調査で人口減少に伴って域内GDPが減少していくと申し上げましたが、これは分析の一過程でGDPが人口減少に伴って減少していくということ容認していることではなく、その対策もあわせてきちんと公表しておりますので、申し添えさせていただきます。

○東條部会長 ありがとうございます。

それでは、今後のスケジュールですけれども、皆様は、これから事務局にメールをされると思いますが、大変短いのですけれども、12月13日までに御意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

スケジュールの都合上、今日いただいた御意見等とこの後メール等でいただく御意見をまとめて、パブリックコメントにかけるための素案を確定させることについては、私と事務局で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○東條部会長 ありがとうございます。

それでは、パブリックコメントにかける前に皆様に御提供したいと思います。

本日本日予定しておりました議事は以上ですが、委員の皆様から何か御意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○東條部会長 それでは、事務局から何か御意見はありますか。

4. その他

○事務局(磯崎主査) 2回目が終わったばかりで慌ただしい感じですが、お手元に3回目の循環部会の日程調整表をお配りしてございます。

既に御回答いただいた委員の方もいらっしゃいますけれども、この場で御回答できないという方がいらっしゃると思いますので、本日御回答をいただかなかった皆様には、電子メールでこの様式をもう一度お送りいたしますので、日程調整表に日程の御都合につきまして、12月20日ころまでをめぐりに御連絡をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○東條部会長 ありがとうございます。

それでは、議事が終了しましたので、事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

5. 閉 会

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 東條部会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様にも、貴重な御意見を頂戴いたしまして、感謝を申し上げます。

これをもちまして、第2回北海道環境審議会循環型社会推進部会を終了させていただきます。

本日は、御多様のところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

引き続き、よろしくお願いいたします。

以 上